

第13回 通信政策特別委員会 事務局説明資料

# 提案募集の概要及び結果

2024年2月2日  
事務局

- 情報通信審議会「通信政策特別委員会」の議論を深めるため、令和5年12月28日（木）～令和6年1月22日（月）までの間、以下の検討事項について、提案募集を実施。29件の意見が提出。

## ◆ 提案募集の対象

1. 通信政策として確保すべき事項
  1. 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域を含むサービス提供）
  2. 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）
  3. 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）
  4. 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）
2. NTTの経営面で確保すべき事項

## ◆ 提案募集の結果

		件数	提出者
法人 又は 団体  21件	電気通信事業者	13件	アルテリア・ネットワークス株式会社、株式会社エネコム、株式会社STNet、株式会社オプテージ、関西ブロードバンド株式会社、株式会社QTnet、KDDI株式会社、JCOM株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社トークネット、日本電信電話株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北海道総合通信網株式会社
	業界団体	3件	一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
	経済団体	1件	一般社団法人新経済連盟
	自治体	3件	愛知県、高知県、長崎県
	消費者団体等	1件	一般社団法人全国消費者団体連絡会
個人		8件	
合計		29件	

- 提案募集の対象とした検討事項は以下のとおり。

今後更に検討を深めていくべき事項

## 1. 通信政策として確保すべき事項

- ① 通信サービスが「全国に届く」（不採算地域を含むサービス提供）
  - 【論点1】ユニバーサルサービスの基本的考え方
  - 【論点2】電話のユニバーサルサービス
  - 【論点3】ブロードバンドのユニバーサルサービス
  - 【論点4】NTT東西の自己設備設置要件
- ② 「低廉で多様」なサービスが利用できる（事業者間の公正競争の確保等）
  - 【論点5】NTT東西の業務範囲（本来業務）
  - 【論点6】NTT東西等の地域電気通信業務以外の業務
  - 【論点7】NTTのグループ経営における公正競争環境の確保
  - 【論点8】電気通信事業法における競争ルールの在り方
  - 【論点9】ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方
- ③ 「国際競争力」を確保する（国全体の基礎研究の推進）
  - 【論点10】我が国の情報通信産業の国際競争力の強化
- ④ 「経済安全保障」を確保する（漏れのないセーフガード措置）
  - 【論点11】外資規制
  - 【論点12】外国人役員規制

## 2. NTTの経営面で確保すべき事項

- 【論点13】政府の株式保有義務
- 【論点14】各種認可事項等

## 主な意見

### (論点1-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務)

- ユニバーサルサービスに位置付ける役務を考える上では、基本的3要件（①不可欠性、②低廉性、③利用可能性）に照らして検討することが適切。（STNet、ソフトバンク、KDDI、JAIPA）
- モバイルサービス、また技術の進展を踏まえながらNTN（HAPS、衛星通信サービス）など、無線サービスの活用を検討すべき。（NTT、STNet）
- 無線サービスの更なる活用の検討にあたっては、安定性では有線が優位に立つといった品質面の考慮も必要。（ソフトバンク）

### (論点1-2 ユニバーサルサービス責務)

- ユニバーサルサービス責務を、固定電話からブロードバンドを軸とした制度に見直すべき。（JAIPA）
- 今後のユニバーサルサービスは、従来の固定電話に加え、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立したうえで、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけでなく無線（モバイル）やNTN（HAPS・衛星）等の手段を用いて、各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすることが必要。（NTT）
- 提供主体が存在しない地域においては、必要十分かつ過大でない交付金制度の実現や無線やNTN等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入といった条件が整えば、NTT東西がラストリゾート責務を担う考え。（NTT）
- ユニバーサルサービス責務について、品質面から、現時点で無線の活用を前提とすべきではない。（ソフトバンク）
- 無線ブロードバンドはあくまで補完的なものであり、光ファイバを最優先に進めるべき。（KDDI）
- 規律の廃止と新設を一体的に進めることで、責務の制度的な継続を担保する必要がある。（高知県、KDDI）
- ブロードバンドのユニバーサルサービス責務はラストリゾート責務とするのが適当だが、提供事業者がない地域として、民設移行が困難な公設地域も対象にして議論すべき。（高知県）

### (その他、論点1に寄せられた意見)

- 技術的な進歩だけが加速して情報通信インフラが複雑化するような事態を招来しないよう、一般の消費者が日常利用する通信の在り方と共に、過疎地域や災害時の対応等について国民に周知し、国民の理解を深め、丁寧な論議をすることが必要。（全国消団連）

### 主な意見

#### (論点2-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役務(公衆電話を除く))

- 0ABJを用いる固定電話(メタル固定電話に限らず、ブロードバンドのオプションとしての光IP電話等も含む)を軸に検討すべき。(ソフトバンク)
- ブロードバンドの責務の新設の前に、NTT東西の既存の固定電話の責務の見直しを行うべきではない。(KDDI)
- 電話のユニバーサルサービスは携帯電話の音声通信、緊急通報でも良い。(JAIPA)

#### (論点2-2 公衆電話の扱い)

- 災害時用公衆電話については、災害時における通信手段確保のために、今後も維持・提供していく考え。(NTT)
- 今後、国民負担の観点も考慮しながら、モバイルによる代替の検討や、公衆電話をコスト(光サービスで提供可能とするためのバッテリー設置や課金機能の開発・実装等の追加コスト)をかけて維持していくべきか等、慎重に議論していくことが必要。(NTT)
- 携帯電話が広範に普及しているからといって、公衆電話の代替が務まるものではない。(ソフトバンク)
- 災害の頻発等に鑑み、今後も公衆電話をユニバーサルサービスとして位置付け、維持すべき。(KDDI、JAIPA)

#### (論点2-3 ユニバーサルサービス責務)

- メタル設備を用いた固定電話の利用減少や赤字拡大を踏まえ、固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについて見直しが必要。(NTT)
- 今後も電話のユニバーサルサービスは維持すべきであり、ユニバーサルサービス責務は引き続きNTT東西に課すべき。(JCOM、KDDI)
- ブロードバンドのユニバーサルサービス責務が規定され、ブロードバンドの未整備地帯が解消するまでは、これまでどおりNTT東西に対して電話のあまねく責務を課することが適切。(ソフトバンク)
- 電話のあまねく責務はNTTに光ファイバによる最終保障提供義務を課したうえで、電話はそれおよび他のブロードバンドインフラ上のIP電話であまねく提供義務を課するのが適当。(JAIPA)
- ワイヤレス固定電話の要件の緩和・撤廃などは、「特別な資産(電柱・管路・とう道・局舎・土地など)」の有効活用を妨げる国家的損失であり、光ファイバの敷設基盤としてそのまま活かすことが必要。(KDDI)

### 主な意見

#### (論点2-4 交付金制度)

- 電話のユニバーサルサービス交付金制度は従来のものを維持することが適切。(ソフトバンク、KDDI)

#### (論点2-5 料金の低廉性の確保)

- 特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制は、基礎的電気通信役務の料金低廉性を確保する仕組みへの適用は不適切。(ソフトバンク、KDDI)
- 特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制については、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)の料金の低廉性を確保する仕組みへの見直しも含め検討すべき。(JAIPA)
- 公衆電話以外の固定電話については、ユニバーサルサービスの対象から外し、プライスカップ規制を緩和又は撤廃することもやむを得ない。(個人)

#### (論点2-6 メタル回線の縮退)

- 仮に、NTT東西のメタル設備を用いた固定電話についてユニバーサルサービス義務が外れた場合であっても、当該サービスを即座に終了することはなく、2035年頃のメタル設備の縮退タイミングに合わせてサービス終了していく。(NTT)
- 光回線電話が無条件に拡大提供された場合、他事業者は一層競争が困難になるため、メタル縮退のグランドデザインとともに、政策的な検討が必要。(ソフトバンク)
- メタル回線の縮退について、時期・移行方法などの計画は十分な時間的余裕を持って検討され、開示されるべき。(JAIPA、ソフトバンク)
- メタル回線の縮退においては、家庭向けの固定電話にとどまらず、企業向けの通信においても考慮すべき。(個人)

## 主な意見

### (論点3-1 ユニバーサルサービスに位置付ける役割)

- 例外的にモバイルサービスや衛星通信サービス等の無線を活用することは適当。(オブテージ)
- 現在ブロードバンドのユニバーサルサービスとして定められている以外の方式のものであっても、通信品質やコストが妥当な水準である場合に、対象から除外されない制度であることが適当。(テレサ協会)
- 無線ブロードバンドは通信の安定性等に懸念があり、現在ブロードバンドのユニバーサルサービスとして光ファイバ等 (FTTH、CATV (HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド (専用型)) を指定する考え方に賛同。(KDDI、ソフトバンク)
- 衛星ブロードバンドは、外国事業者に依存し、経済安全保障上のリスクも存在。(JAIPA)
- HAPS、衛星コンステレーション等は品質、料金水準、利用状況等において同様のサービスを提供でき、サービス継続性や経済安保などの条件が整理しうる場合は、将来的にユニバーサルサービスとしての位置づけに含めることも可能。(ケーブルテレビ連盟)

### (論点3-2 ユニバーサルサービス責務)

- 提供主体が存在しない地域においては、必要十分かつ過大でない交付金制度の実現や無線やNTN等を含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入といった条件が整えば、NTT東西がラストリゾート責務を担う考え。(NTT) [再掲]
- 未整備地域における最終保障提供責務を担う主体は、NTT東西であるべき。(高知県、ケーブルテレビ連盟、JCOM、QTnet、ソフトバンク、KDDI、JAIPA)
- NTT東西のアクセス部門を分離独立した上で、同社に責務を課すことも検討すべき。(ソフトバンク)
- 最終保障提供責務については、「サービス提供地域からの撤退禁止」も意味するよう明確にすべき。(KDDI)
- 当面は最終保障提供責務とすることが現実的だが、あまねく責務に可能な限り近い制度設計を目指すべき。(ソフトバンク)
- ブロードバンド0地域のカバーという点においては、1)地域の特定、2)求めるサービス品質の規定、3)責務の内容の定義、4)費用負担の考え方の整理が必要。(ケーブルテレビ連盟)
- 机上の空論にならないために、まず、光ファイバのデジタルデバイドがどの地域、字、集落にどの規模で存在しているのか把握する必要がある。(関西ブロードバンド)

## 主な意見

### (論点3-3 交付金制度)

- 提供主体が存在しない地域においては、必要十分かつ過大でない交付金制度の実現や無線やNTN等を含めた柔軟かつコストミナムな提供手段の導入といった条件が整えば、NTT東西がラストリゾート責務を担う考え。(NTT) [再掲]
- 交付金の原資はブロードバンド事業者の負担金であるため、これを受け取る適格電気通信事業者は、厳格な規律によって徹底的に非効率性を排除すべき。(ソフトバンク、KDDI)
- 最終保障提供責務が課される事業者の非効率性を排除するため、1.当該地域における地形や各種規制(河川や空港など他の法令による規制等)、2.現地の該当する職種の人件費、3.上流回線やIXに接続する回線にかかる経費、4.その他、インフラを維持する上で必要な経費を分野毎に算出した上で算定し、数年おきに見直すなどが必要。(JAIPA)
- 通信設備と不可分であり地域において重要な役割を果たしている放送設備について、一体的に維持することが必要であることから、何らかの支援の仕組みを検討することが適当。(愛知県)

### (論点3-4 料金の低廉性の確保)

- ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に欠けている料金の低廉性を担保する仕組みも今後求められる。(JAIPA)
- ブロードバンドサービスは、メタル設備を用いた固定電話とは異なり、既に市場競争を通じた各社の経営努力による効率化が図られてきているため、全国一律の料金規制を課すことは適切でない。(NTT)
- 不採算地域においては、料金の低廉性を確保できることが重要である一方、事業者の採算性への考慮も必要。(アルテリア)
- メタル・光・ワイヤレス等多様化する電話・ブロードバンドサービスの統合ユニバーサルサービス化により、不採算地域においても、利用者の利便性を損なわず、かつ運用負荷・コスト等の効率化を図る検討が必要。(テレサ協会)
- 不採算地域においても、地域間の料金格差が生じないよう都市部と同じ料金で提供可能な措置が必要だが、当該措置により、交付金が肥大化し、国民負担が不適切に増えることがないようにすべき。(KDDI)
- ユニバーサルサービスの制度運用が、一般消費者にとって透明性のあるものであることが必要。(テレサ協会)



## 主な意見

### (論点4-1 設備の自己設置要件)

- NTTは特別な資産である線路敷設基盤を保有していることから、引き続き、自己設備設置要件が必要。(ソフトバンク、KDDI)
- 固定電話用の線路敷設基盤は全国にあまねく整備されており、これらの資産を有効に活用した上で、さらにブロードバンド未整備地域の解消を図るという観点から、現状の自己設備設置要件を維持することが適当。(ケーブルテレビ連盟)
- 設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図れないため、自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直しが必要。また、電話サービスもブロードバンドサービスも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能とし、国民負担の軽減や利便性の確保・向上を実現することが必要。(NTT)
- 継続的な支配・管理が求められる事業用電気通信設備とは別に、線路敷設基盤については、他の公共インフラ(他社資産)の活用等による効率化が可能な場合は、必要に応じて検討することは適切。(KDDI)
- 著しく不経済となるエリアにおいて、最終保障提供責務(ラストリゾート責務)を負う場合に限定して、NTT東西が無線サービスを提供できるようにするために、設備の自己設置要件の緩和を検討するべき。(STNet)
- 自己設備設置要件には、重要設備の譲渡等の規定とともに、第一種指定電気通信設備としての指定を意図的に回避することを防止し、電気通信事業法の規制の実効性を確保する効果がある。(ソフトバンク)
- 仮に第一種指定電気通信設備の譲渡が行われた場合には、NTT東西が電気通信事業法上の指定電気通信設備に対する規律を逃れるおそれがある。(KDDI)

### (論点4-2 設備の設置概念)

- 最近では自ら設備を設置しない電気通信事業者も増えていることから、設備の「設置」の有無に着目した規律の検証は必要。(JAIPA)
- 電気通信役務の安定的な提供を確保するためには、事業用電気通信設備の継続的な支配・管理の観点からの「設置」概念は、今後も重要な位置づけになる。(KDDI)

## 主な意見

### （論点5-1 県域業務規制の扱い）

- 旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなっていることから、見直すべき。（NTT）
- IP化の進展に伴い県域を区分して考えることが実態にそぐわないとの点は理解でき、県域業務規制の見直しは適当。（JCOM）
- 県内通信に限定する業務範囲規制について、固定通信の提供範囲を東日本/西日本管内に限定する規制へと見直すこともあり得る。（KDDI）
- 東西地域会社に課せられた地域に基づく県域業務規制の見直し検討自体は通信技術の進展にあわせ随時行われるべき。（ケーブルテレビ連盟）
- 電話サービスにおいては、県内県間の料金が統一されたことを受けて、県域業務規制の見直しは良いが、それ以外のサービスについては別途検討が必要。（テレサ協会）

### （論点5-2 本来業務の範囲）

- 移動通信事業やISP事業等の公正競争に影響を及ぼす業務を行うことについては、引き続き禁止すべき。（ケーブルテレビ連盟、JCOM、KDDI、ソフトバンク、JAIPA）
- NTT東西が線路敷設基盤等（局舎、電柱、とう道、管路、光ファイバ）を承継したまま、移動通信事業やISP事業等も含めて全国展開が行われた場合、現在でも競争上優位な立場にあるNTT東西の競争力がより強化され、他の電気通信事業者が競争上対抗できない状況となることを強く懸念。（JCOM）
- 仮にNTT東西の業務範囲が拡大され、NTT東西自らISPや移動系サービスが可能となった場合等においては、他の事業者が淘汰され、料金の高止まりやサービスの均一化など、国民の利便を損ねる可能性があるため、NTT東西が公正競争に影響を及ぼす業務を行うことは、引き続き法規制により禁止することが必要不可欠。（北海道総合通信網、オプテージ、QTnet、STNet）
- 公正競争環境の確保のためには、NTT東西と他のグループ会社との事業再統合の防止やNTT法の業務範囲規制、合併等の認可手続きが必要であるほか、更なる規律強化や構造的措置による競争環境の一層の整備を目指すべき。（KDDI）
- NTT東西が「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有したまま、活用業務を本来業務とすることは、公正な競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、慎重な議論が必要。（KDDI）
- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、通信・非通信に関わらず、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められること等により、NTT東西の業務範囲規制は時代に合わなくなっており、見直しが必要。（NTT）
- NTT東西として移動体事業への進出やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはなく、これらについて担保措置が必要であれば、電気通信事業法でNTT東西の移動体通信事業・ISP事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定していただいても構わない。（NTT）

## 主な意見

### （論点5-3 NTT東西の分離）

- NTT東西の統合や業務範囲規制の撤廃、グループ会社の事業再統合は、NTTの独占回帰が進み、公正な競争環境が維持できず、結果として国民の利益が損なわれる懸念があるため、引き続き規制することが必要（エネコム）
- 仮にNTT東西殿が統合された場合、巨大な資金力などを背景に固定市場におけるNTT東西の市場支配力が高まることで、事業規模の小さい地域系通信事業者が淘汰され、固定通信市場の寡占化に繋がるため、NTT東西の分離に係る規律については引き続き維持されることが必要。（北海道総合通信網、オプテージ、QTnet、STNet、トークネット）
- 現状市場で圧倒的な支配力を持つNTT東西が統合される事により、競争事業者に深刻な影響が生じる可能性が高く、公正競争の観点から極めて大きな懸念が生じるところ、公正競争が損なわれれば国民の利便性、利益が損なわれる事から、NTT東西の合併は禁止されるべき。（JAIPA）
- NTT東西は競争による非効率性の排除が働きづらい位置にあり、政策による非効率性の排除が求められるところであり、NTT東西の分離は引き続き維持すべき。（ソフトバンク）
- NTT東西が引き続き、光設備を維持・拡大し、他事業者へのネットワーク提供を低廉な料金水準で継続していくためには、さらなる事業成長とともに抜本的なコスト改革が必要であることを踏まえ、将来的に経営の必要に応じてNTT東西の統合も経営戦略の選択肢の一つとなるよう見直しが必要。（NTT）

### （論点5-4 制度見直しの留意事項）

- 規律の新設の前に、既存の規律の廃止を行うべきでない。（KDDI）
- 公正競争を確保する観点より、NTT東西の業務範囲に関する制度の見直しは制度的な空白が生じないよう進めていくことが必要。（STNet）

## 主な意見

### (論点6-1 NTT東西の地域電気通信業務以外の業務)

- 公正競争環境の確保のためには、NTT東西と他のグループ会社との事業再統合の防止やNTT法の業務範囲規制、合併等の認可手続きが必要であるほか、更なる規律強化や構造的措置による競争環境の一層の整備を目指すべき。(KDDI) [再掲]
- 本来業務以外への事業拡大を進めることでNTT法に定める目的に支障をきたすことがあってはならず、また、活用業務の内容によってはボトルネック設備の利用の公平性が損なわれ、公正競争に支障をきたすおそれがあるため、これまでどおりNTT東西の本来業務の範囲を規定しつつ、活用業務は例外的に許容する位置付けを維持すべき。また、今後活用業務の積極的な活用・規模の拡大が想定され、現状の運用では本来業務及び公正競争への支障が生じるおそれがあるため、活用業務ガイドラインの具体化や審査の強化が必要。(ソフトバンク)
- 地域に対する圧倒的な競争力と影響力をもつNTT東西が無制限に市場へ参入することは、地域に根差した企業の経営を圧迫するおそれがあるため、業務範囲の拡大に反対。活用業務の「公正競争への支障」については、十分な納得性と明確な基準が示された上で、最終的に制度として明示的に記載がされる必要がある。(JCOM)
- 施設設置負担金で整備された資産を市場競争の中で優越的地位を得るために使用されないための枠組みが必要であり、回線事業と、上位レイヤの移動通信事業、ISP事業、放送事業等は分離すべき。(ケーブルテレビ連盟)
- NTT東西が回線からサービスまで垂直統合してしまい、実質地域に競合他社がない環境にならないよう活用業務の制度を厳格化し、公正競争を阻害する可能性はないかなどについて細心の注意を払った検証がなされるべき。(JAIPA)
- NTT東西による地域電気通信業務以外の業務が認められた場合には、固定系と移動系の枠を越えた市場支配力の濫用が新たに生じる可能性があることから、NTT東西の業務範囲を大きく見直すのであれば、現在指定電気通信設備制度で行われているドミナント規制の抜本的な見直しが必要。(テレサ協会)
- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、通信・非通信に関わらず、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう業務範囲規制の見直しが必要。(NTT)
- NTT東西として移動体事業への進出やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはなく、これらについて担保措置が必要であれば、電気通信事業法でNTT東西の移動体通信事業・ISP事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定していただいても構わない。(NTT) [再掲]

### 主な意見

#### (論点6-2 NTT持株による事業の実施の在り方)

- 公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきではない。(ケーブルテレビ連盟)
- 研究成果の事業化と公正競争上の懸念が生じないことの関係性が不明確であり、また、グループ内の多数のNTT法の規制対象外事業者の活用余地が十分あることから、NTT持株の業務範囲規制を緩和する必要はなく、現状を維持すべき。(ソフトバンク)
- NTT持株の現状の業務範囲や責務の在り方を変更する必要はなく、また、NTT持株が事業を実施することは、実質的なグループ一体化につながるおそれがあるほか、事業が失敗した場合には損失補填のために「特別な資産(電柱・管路・とう道・局舎・土地など)」を譲渡するおそれもあることから、NTT持株の事業の実施は認めるべきではない。(KDDI)
- NTT東西やドコモ等に禁止規律を設けても、NTT持株が事業を実施すること等により禁止規律が実質的に無効化されれば、ISPや通信事業者の公正競争に影響を与えることとなる。(JAIPA)
- 研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らとって推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられないケースもあることから、NTT持株が事業を実施できるように見直しを行い、機動的な事業展開を可能とすることが必要。(NTT)

## 主な意見

### (論点7-1 NTT東西のアクセス部門の資本分離等)

- NTT東西の特別な資産は、今後民間事業者が実現し得ない規模感で構築されており、我が国のあらゆる電気通信サービスは固定・無線問わず依存せざるを得ない構造にあるため、我が国の電気通信の適切かつ安定的な提供のためにも、特別な資産の適切な維持・運用が今後も必要。NTT東西を完全民営化とした場合、特別な資産の保有・運用の安全性・公平性確保のため、アクセス部門をNTT持株及びNTT東西から完全に資本を分離した別会社とすることが必須。(ソフトバンク)
- アクセス部門をNTTから資本分離し、すべての電気通信事業者が電電公社時代の線路設備基盤に設置された設備を公平に利用できる環境を実現すべき。(アルテリア)
- NTTが保有する「特別な資産(電柱・管路・とう道・局舎・土地など)」は、ユニバーサルサービス、公正競争や安全保障に影響を及ぼすため、アクセス部門の資本分離については慎重な議論が必要。(KDDI)
- NTT東西の光ファイバ等を含むアクセス部門の資本分離やNTT東西が一体となった運営、またNTT東西が保有する光ファイバを国有化し事業者へ運営を委託することは、設備の効率化インセンティブが失われ、設備利用料金が下方硬直的になり、ひいては最終利用者の料金が高止まりすることも懸念され、サービス競争や利用者の利便性に悪影響を与えることから、行われるべきではない。(STNet)
- アクセス網を承継するアクセス会社の設立等には多大な移行コスト等がかかるほか、設立された場合には地域の小規模な事業者の淘汰に繋がる可能性があり、設備競争が減退し、中長期的には料金の高止まりやサービスの均一化、インフラの脆弱化など、国民へ不利益を及ぼすおそれがあることや、光ファイバ料金の適性や提供の公平性は、現行の電気通信事業法やNTT法等により担保されていることから、アクセス部門の分離を講じる必要性はない。(オプテージ、トークネット)
- 引き続き、これまでの体制・競争環境の中でネットワークの拡大・高度化・提供に取り組んでいくことが最も適切と考えていることに加えて、ネットワークの高度化が進まないといったリスク等を招くことから、NTT東西のアクセス部門の資本分離については不要。(NTT)

## 主な意見

### (論点7-2 NTTに対する累次の公正競争条件の在り方)

- 公正競争環境の確保のためには、NTT東西と他のグループ会社との事業再統合の防止やNTT法の業務範囲規制、合併等の認可手続きが必要であるほか、更なる規律強化や構造的措置による競争環境の一層の整備を目指すべき。(KDDI) [再掲]
- 巨大な調達力を持ち、それぞれの市場で大きなシェアを持つ企業群が自由に事業展開できることになると、公正な競争環境を維持できなくなるおそれがあることから、NTTの経営の自由度を高めることは抑制的に考えるべき。(STNet)
- NTTグループ一体化や独占回帰の動きが進んでいること等から公正競争環境確保の観点で強い懸念があり、NTTグループに対する累次の公正競争条件については引き続き維持すべきであり、加えて、既存の規制が十分機能しているか否かの検証が継続的に必要。(ソフトバンク)
- 同一資本の企業が回線事業、移動通信事業とISP事業を提供していることとなり、実質的に業務分割規制の迂回が可能となっていることから、NTT法に定められた業務分割規制の目的を達成するための見直しが必要。(ケーブルテレビ連盟)
- 市場支配的事業者であるNTTグループ内の指定事業者各社がその特定関係法人と合併し、又はその特定関係法人から事業譲渡を受ける場合は、公正な競争環境の確保のために、競争への影響についての定期的な検証を行う等の取組みが必要。(テレサ協会)
- 市場支配的事業者の持つ市場支配力を踏まえれば、市場全体の競争構造に大きな影響を与え得ることから、NTT東西の統合を含め、市場支配的事業者とその特定関係法人の合併や事業譲渡等の際は、総務省による審査や検証などの事前・事後措置を講じることが必要不可欠。(テレサ協会)
- NTTとNTTデータ・NTTドコモ間の在籍出向禁止・取引条件の公平性、NTT・NTT東西の研究開発成果のNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズへの開示における他事業者との公平性、NTT・NTT東西とNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズとの共同調達の禁止については、市場や競争環境の変化を踏まえ、見直しが必要。(NTT)

### (その他、論点7に寄せられた意見)

- 公的な資産を継承した事業者と、新規で整備を行う事業者の間で公平な競争条件が確保されることが必要で、特に電柱の共架、ダークファイバーの利用については透明かつ公平な運用が必要。(ケーブルテレビ連盟)
- NTT東西以外の通信事業者が自ら全ての電柱を立てインフラを構築することは、道路占有許可や経済的にも現実的ではなく、NTT東西等が所有する電柱を利用してインフラを構築しているところ、公正競争環境の確保の一環として、NTT東西が線路敷設基盤の利用を希望する事業者に対し電柱利用の許容条件等の基準を開示していただくことが必要。(JCOM)

## 主な意見

### (論点8-1 卸電気通信役務に係る規律)

- 接続制度に準じ、総務省によるコスト算定の厳格化などを通じ適正な価格での卸サービスの提供が行われる仕組みが必要。(ケーブルテレビ連盟、JAIPA)
- 卸役務の契約内容は公開されておらず、役務提供を受ける事業者にもNDAによる守秘義務が課せられているため、第三者から内容の検証ができない仕組みになっており、透明性・公平性の確保が課題。(ケーブルテレビ連盟)
- 卸は、基本的にビジネスベースであり、多様なサービスを確保する観点から、規制は必要最小限であるべき。(NTT、KDDI)

### (論点8-2 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制)

- 移動通信においては、現行の規律を維持するだけでなく、MNOが競争事業者であるMVNOに対して高い交渉優位性を保持しているなかで、MVNOが公正競争環境のもと事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行のNTTドコモに加えて、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対しても、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制を早期に適用することが必要。(テレサ協会)
- 禁止行為規制は市場支配力を根拠とした規律であるため、市場支配力を有すると指定されていない電気通信事業者に禁止行為規制を適用すべきとの見解は、適当でない。(KDDI)
- NTTドコモについては、依然として市場支配力を有しており、公正競争環境に影響を与える蓋然性が高いことから、禁止行為規制を維持すべき一方、NTTドコモ以外の事業者については、対MVNOの観点でのイコールフィッティングはこれまでの様々な取組によって十分に担保できていることから、禁止行為規制の適用は不要。(ソフトバンク)
- 分社時に比してNTTドコモの競争優位性はなくなっていることを踏まえれば、NTTドコモだけに禁止行為規制を課すことは適当でなく、撤廃されたい。(NTT)



## 主な意見

### (論点8-3 電話時代の規制・ルール)

- 今後、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえても、電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定やプライスカップ規制等）は廃止すべき。（NTT）
- 通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期に来ており、全事業者へのビル＆キープ方式の導入等、環境変化に応じた制度整備の検討が必要。（KDDI）
- LRICは、接続料算定のみならず、ユニバーサルサービス制度における補填額の算定等にも活用され、交付金規模の肥大化を防止する等重要な役割も果たしており、そのような必要な規制・ルールまで廃止することは適切ではない。（KDDI）
- 実際費用方式による接続料算定では情報の非対称性があることや第一種指定電気通信設備設置事業者の非効率性の排除の点で一定の限界があること等の観点から、引き続きLRIC方式は有用であることから廃止すべきではない。（ソフトバンク）
- 国際電報が国内電報同様に独占的な提供と位置付けられた当時の整理や国際電報事業（廃止）の許可制、料金を含む契約約款の認可制等が維持されていることが適切かどうか等について、見直しの検討が必要。（KDDI）
- 国際電報だけでなく、国内電報についても、大幅に利用が減少している状況であることから、国内電報事業の認可制についても議論が必要。（NTT）

### (論点8-4 5G (SA) 時代の機能開放)

- 5G (SA) 時代において、MNOによる積極的な機能開放を促すための制度化やMVNOが金銭を対価にMNO設備の共用に参加できる枠組み（RANシェアリングによるフルVMNO等）の早期実現が必要。（テレサ協会）
- フルVMNO（RANシェアリング）については、設備や無線リソースの制御方法やトラフィック制御の在り方等の広範な技術的課題が多くあり、実現可能性から議論が必要。（KDDI）
- 現にL3接続相当については、機能提供に係る情報提供を実施しており、L2接続相当に関しても、国際標準化の動向を踏まえつつ検討可能な範囲から協議を実施しており、まずは、その協議状況について注視することが適当。（KDDI）
- 5G (SA) サービスの普及促進に向けては、ユースケースの創出を図りながら、ユーザニーズや技術的課題を踏まえつつ、必要な制度検討を進めていくことが重要であり、機能開放のあり方についても、並行して、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化したうえで、MNOとMVNOの相互理解を深め、協議を進展させていくことが重要。（NTT）
- これまでもMVNOに対して国際標準化の動向や当社の準備状況等に関し適宜情報提供するとともに協議を通じてMVNOの要望や実現方法の確認等を実施しており、引き続き事業者間での協議に委ねることが適切。（ソフトバンク）

### 主な意見

#### (論点9-1 ネットワークの仮想化・クラウド化)

- ネットワークの仮想化・クラウド化の進展などを踏まえつつ、規制の根幹である「電気通信事業」の概念等の見直しが必要。(新経済連盟)
- 設備観点からサービス観点で電気通信サービスや事業者の概念を構築しなおすことが必要。(JAIPA)
- 設備の設置者や国内の事業者間の競争のみに着目するのではなく、多様なプレイヤーが多様な形態で競争を行っている実態を反映した規制・ルールへ見直していくことが必要。(NTT)
- 今後もMNOやMVNOも含めたモバイル市場における設備競争及びサービス競争の機能の担保を目指し、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうような過度な規制を課すことがないよう、十分な配慮が必要。(KDDI)

## 主な意見

### (論点10-1 国際展開の推進)

- IOWNの海外展開に際して、新たな国に進出する際の国際交渉支援（パイプ作り）等の支援のほか、国際的なデファクト標準化に向けて国際標準化機関における重要ポストの確保や日本シンパづくり、現地参加促進、人材育成等において、さらなる支援が必要。（NTT）
- 5G/OpenRANや、我が国の国際競争力が高い光海底ケーブル、データセンターの整備等の分野において、国の積極的な支援が必要。（KDDI）

### (論点10-2 研究開発の推進)

- 先進的技術の開発・社会実装・海外展開が進むよう、産学官がそれぞれの役割を果たす形で取組を強化することが必要であるが、それに加え、基礎・基盤的な研究への支援も必要。（KDDI）
- 国際競争力の強化は特定の通信事業者や技術の後押しで実現するものではなく、各事業者の研究開発の支援の促進に対して、特定の技術や方式等に拘泥しない、幅広い支援を行うべき。具体的には研究開発税制の拡充等を通じ全体的な底上げを図る政策が重要。（ソフトバンク）
- 国が主導して、強い国際競争力を持つ海外企業の取り組みなどをこの分野に詳しい有識者や企業が分析し、日本企業の国際競争力の強化のために必要な策の分析を行う取り組みがあるとよい。（テレサ協会）
- IOWNやBeyond 5G（6G）をはじめとした海外展開のため、国としても研究開発予算の拡充が必要。（NTT）

## 主な意見

### （論点11-1 NTTに対する個別審査と総量規制）

- NTTが保有する通信・電力用の電柱・とう道等は、施設設置負担金で整備された国民の共有財産として公的な性格を持つ資産と考えられ、外資による取得には一定の制限が課されるべきであり、「他の主要事業者に比べて、外資から保護することが特に必要との考え方もある」とする点に賛同。  
（CATV連盟）
- NTT東西が独占的に保有する特別な資産は、我が国のあらゆる電気通信サービスが依存せざるを得ないものであり、外資による買収や出資等の影響が大きいため、NTT法により個別に課されている総量規制は今後も継続すべき。（ソフトバンク）

### （論点11-2 NTT以外の主要事業者に対する規制）

- モバイルユーザーの顧客情報管理システム等は、各モバイル事業者が保有管理しており、経済安全保障の観点からは、NTT法で当社だけを守っても無意味であり、外為法に限らず、電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討しながら、主要通信事業者全体を対象とする仕組みを検討すべき。（NTT）
- 外資規制をNTT持株以外に課すことは、外国人投資家からの投資を縮減しうるため反対。（ソフトバンク）
- 公益的な事業を行う電気通信事業者に対して、広く安全保障に係る規律を課す必要性は理解できるが、NTT東西の保有する「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」は、特に重要性の高い社会基盤であり、それらの保護は別格で扱われるべき。（KDDI）

### 主な意見

#### (論点12-1 NTTに対する規制)

- 外国人役員規制について、第一次答申案において「緩和することが適当」とされたことは、当社の機動的な経営に資する。(NTT)
- 今後、外国人役員規制の更なる緩和や撤廃に向けて議論を進める際には、当該規制が外資規制(総量規制)の緩和と併せて設けられたものであることなどを踏まえ、外資規制の在り方と併せて検討すべき。(NTT)
- 第一次答申案の内容を踏まえた外国人役員規制の緩和による影響を検証することが必要。更なる緩和や撤廃については、NTTが外資にコントロールされ、国民の財産である「特別な資産(電柱・管路・とう道・局舎・土地など)」を譲渡するおそれもあるため、慎重な検討が必要。(KDDI)
- 日本の通信の根幹を担うNTTは日本のインフラや国民生活を守り切る意思を確実に有する当事者意識を持った人物により経営されるべきであり、引き続き一定の外国人役員規制を課すことが必要。(ソフトバンク)
- 外国人役員を設定することによる通信インフラ関係の機微情報漏洩等に留意すべき。(個人)

#### (論点12-2 NTT以外の主要事業者に対する規制)

- 我が国の経済安全保障の観点から、当社だけでなく、主要通信事業者全体を対象に、電気通信事業法や経済安全保障推進法等、その他の法令も広く検討することが必要。(NTT)
- NTTが保有する重要性の高い社会基盤の(外資からの)保護は別格で扱われるべき。(KDDI)
- その他の主要通信事業者に外国人役員規制をかけることは、グローバル化の進展を踏まえてNTTの外国人役員規制を一部緩和する方針と逆行するものであり、日本の電気通信事業分野全体にグローバルな視点を取り込むことができなくなるため、不適切。(ソフトバンク)

## 主な意見

### (論点13-1 政府の株式保有義務)

- 仮に、政府保有株を売却する場合は、段階的な売却をする等、既存株主利益の保護の観点での検討をお願いしたい。(NTT)
- NTT株の政府保有は、NTTが保有する「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」の公共性や安定的提供の観点から、NTT持株やNTT東西の業務や責務の担保措置として規定されているところ、これをNTT法からなくすことは、安全保障の観点からリスクが高いため、慎重な議論が必要。(KDDI)
- 政府の株式保有比率が減ることで、外国資本や物言う株主の持ち株比率が増加し、採算性を過剰に重視した経営や本来業務以外の事業への必要以上の投資が進み、「特別な資産」の安定的な維持・更新がなされなくなる懸念があるため、政府保有義務は必要。(ソフトバンク)
- 公社からの資産継承等を踏まえ、NTT株式の政府保有は堅持すべき。(個人)

### (論点13-2 黄金株の発行)

- NTT持株の株式及び株価は、グループ内の事業及び連結している売上・利益の総体に基づいて形成されており、主要会社であるNTT東西への黄金株の適用は、政府が直接、事業運営への強制力を働かせる仕組みであるなどの理由から株主権の重大な侵害に当たるため、行うべきではない。(NTT)

## 主な意見

### (論点14-1 各種認可事項等の在り方)

- 役員選解任（新株発行、定款変更、剰余金処分も同様）については、株主総会で決議したにもかかわらず、総務大臣が認可して初めて発行することや規程の改廃時には、軽微なものも含めて届出が必要であり、その都度事前説明（事実上の了承）が求められることなど、各種認可事項・届出事項については、効率的かつ機動的な事業運営の妨げとなっていることから、見直していただきたい。（NTT）
- 公社から承継した特別な資産はあらゆる通信サービスで用いられるので、これらを承継する事業者は国民全体の利益保護の観点及び公正競争の観点から、その判断に対しては国家的見地より慎重な検討を踏まえ意思決定がなされるべきであり、一定の制約を受けるべき。（JAIPA）
- 「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を持つNTTの安定的な事業運営を担保するためには、NTT法による各種認可事項が有効。（KDDI）
- 重要な設備の譲渡・担保制限の規定は、電気通信事業法の実効性を確保することや、本来業務の確実な履行による電気通信役務の安定的な提供を確保する効果があることも踏まえ、維持が必要。（ソフトバンク）

### (論点14-2 社名の変更)

- 「電信」も「電話」も事業の主体とマッチしていないため、自社で社名を変更・決定できるようにしてもらいたい。（NTT）
- NTTの社名変更を可能とするための制度整備に向けた検討を実施することに現時点で異論はないが、当該制度整備を契機としてNTT法の廃止の方向性が既成事実化されることを懸念。（ソフトバンク）
- NTTの社名変更を可能とすることについては、公正競争確保に支障を生じないことを前提に、必要な措置を速やかに講ずることが適当。（KDDI）